

社会保障論評26-003号 (作成日 : 2026年2月3日)

「社会保障の哲学」

- 今回は、「社会保障の哲学」について、考えてみたいと思う。日本国憲法は、第25条で、「生存権」を規定している。第1項は「生存権の理念」を、第2項は「国家の責務」を規定したものであり、第1項の具体化のために第2項がある、というのが現在の考え方である。
- 「生存権」は、基本的人権の一つであるが、憲法では、第13条（幸福追求権）とは別条の第25条で規定している。これは、生存権が「人間が人間として存在するための最低限の物理的条件」を扱う特殊かつ最優先されるべき権利、と考えられているからに他ならない。
- 第25条第2項では、「社会福祉、社会保障及び公衆衛生」と記されているが、広義の「社会保障（Social Security）」は、社会保険（年金、医療、介護等）、公的扶助（生活保護）、社会福祉（児童、障害者等への個別援助）、公衆衛生（感染症対策など）を含む。
- 一方、消費税法第1条第2項では、「消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。」と規定している。
- これが「消費税は社会保障のため」という言い分につながるわけであるが、国の責務である社会保障の財源は、消費税だけに限られているわけではない。「消費税減税を行うと、社会保障に影響があり、縮減につながる」と大手マスコミも平氣で言うが、虚言である。
- 消費税廃止を主張する向きは、国の責務である社会保障を、財源論に封じ込めていることを批判しているのである。そもそも、消費税収で社会保障費のすべてを賄えているわけでもなく、特別会計になっているわけでもないから、色のないカネの使途は分からぬ。
- さらに深刻なのが、欧州の付加価値税とは異なり、食料品にも課税していることである。物理的な意味での「最低限度の生活」を維持するために、食料品は欠かせない。それに課税しながら、「消費税は社会保障のため」とは、どの口が言えるのか。正気が疑われる。
- もっとも、私は、消費税自体に反対ではない。ヒトやカネがグローバルに動き回る状況の中では、直接税だけでの対応には限界がある。近隣諸国と地続きの欧州で、関税同盟や付加価値税が生まれたのは必然であっただろう。空間的距離の制約は、今や問題ではない。
- 「社会保障」と聞くと、「年金、医療、介護」の社会保険を連想する人が多いであろう。それらの受益は、高齢者に手厚いように見えるので、世代間格差が問題視されるようになった。そのため、「子育て支援」にも資金や政策の重点が向けられるようになっている。
- 戦後の混乱の中で「救貧」重視であった社会保障が、経済成長の中で「防貧」主体の社会保険中心になってはきたが、生存権の中核たる「救貧」が軽視されてよい状況ではない。子どもの貧困や飢え、ワーキングプアという問題は、現在日本の喫緊の課題なのである。
- 「強い日本」という言葉は勇ましい。だが、「弱い」人々に目を向けてこそ、「本当に強い」日本になれるのではないか。未来の子ども達のために何ができるか、そのことを考えるためにも、現在の子ども達の苦境を救済する「食料品ゼロ税率」は欠かせない。(以上)